

# 岩国市合併処理浄化槽施工基準

平成3年10月15日 設定

平成29年3月1日 改正

第1条 この基準は、岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱により補助する合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の施工基準を定めることを目的とする。

第2条 浄化槽の施工にあたっては、浄化槽法第4条第3項に定める浄化槽工事の技術上の基準、浄化槽の設置等に関する指導要綱（山口県要綱）のほか、この施工基準に定めるところによる。

## 第3条 設計等

- (1) 施工場所の地形、地質、地下水位、建物の位置、浄化槽の設置位置及び放流先の状況を確認すること。
- (2) 所有権、占有権等の権利関係の調査及び同意等の確認を行うこと。
- (3) 排水設備は、堅固で耐久力があり、維持管理が容易であること。
- (4) すべての生活排水をもれなく接続し、雨水や工場排水とは接続しないこと。
- (5) 排水は原則として自然流下とすること。
- (6) 管きよの起点、合流点、屈曲点並びに管径又は管種が異なる箇所にはますを設置し、直線部では、ますとますの間隔は管径の120倍以内とすること。
- (7) 工事に使用する材料は、JIS規格（日本工業規格）、JAS規格（日本農林規格）、JWWAS規格（日本水道協会規格）、JSWAS規格（日本下水道協会規格）、JIS表示許可工場製品、HAS規格（空気調和衛生工学会規格品）製品で、使用目的に適した材料を使用すること。

## 第4条 基礎工事

- (1) 掘削場所の土質や地下水等の状況によっては、土留め、水替え工事等の措置をとること。
- (2) 掘削排水については、沈砂ます設置等により排出先の水路等の汚濁防止に留意すること。
- (3) 基礎は、栗石及びコンクリートとし、底盤面を水平にし、所要の強度に達するまで十分な適温養生を行うこと。ただし、メーカーの品質保証のあるプレキャスト底板等については、コンクリートの代替として認める。

## 第5条 据付・埋め戻し工事等

- (1) 据付時には、石などを落とさないように静かに浄化槽本体を釣り降ろし、水平の確認を行うこと。
- (2) 埋め戻しの前に水張りを行い、浄化槽本体の安定を図ること。
- (3) 埋め戻しは、浄化槽に損傷を与えないように良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻すこと。その際には、まず下半分を水締めによって完全につき固め、その後上半分を同様に埋め戻すこと。

## 第6条 浄化槽、配管、ます等の設置工事

- (1) 配水管の勾配は次のとおりとする。

| 管径（mm） | 勾配        |
|--------|-----------|
| 75以下   | 3／100以下   |
| 100以下  | 2／100以下   |
| 150以下  | 1.7／100以下 |

- (2) 配管は原則として土かぶり 20 cm 以上とし、露出させてはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、衝撃防御策や耐候性等に配慮した構造とすること。
- (3) インバートますは、内径 30 cm 以上とし、密閉蓋とすること。
- (4) ますは各排水が屋外に出たところに設置し、45 度以上の屈曲点、落差のある所、2 系統以上の排水の合流点、排水管の内径の変更箇所、排水管種の変更箇所にそれぞれ設置すること。
- (5) トラップますについて
  - 1 二重トラップとならないこと。
  - 2 臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止できること。
  - 3 汚物等が沈殿しない構造とすること。
  - 4 容易に掃除ができること。
- (6) ます及び配管の基礎は、軟弱地盤の場合は栗石や碎石などを投入し足で踏み固め、管底部の砂（10 cm 程度）が転圧できるだけの支持力を出す等不等沈下を防ぐ適切な措置を講ずること。
- (7) ます及び配管等の接続は確実に行い、漏水や地下水の流入がないよう施工すること。
- (8) 曝気装置、逆流装置、汚泥移送装置及び消毒設備等は、変形・破損のないことを確認して所定の位置に固定すること。
- (9) ブローアの設置については、防音・防振対策を講ずること。
- (10) マンホール構造は、浄化槽の維持管理・保守点検を容易に行えるようかさ上げの高さは 30 cm 以内とし、浄化槽の上部はコンクリートスラブとすること。  
なお、かさ上げが 30 cm を超える場合はピット構造とし、ピットの上面は縞鋼板等の蓋構造とし、雨水排水管を設けること。

## 第 7 条 電気工事

- (1) 電気工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年 6 月 15 日通産省令第 61 号）及び JIS 規格によること。
- (2) 電源は防水型のコンセントとすること。
- (3) 安全のため、接地工事を必ず行うこと。

## 第 8 条 特殊工事

- (1) 浄化槽上を車庫等として使用する場合、浄化槽本体の変形破損を防止するため、鉄筋コンクリートスラブ施工とすること。
- (2) 地下水位が高く、浄化槽本体が浮上するおそれがある場合には、浄化槽の周囲をコンクリートで固める等の浮上防止対策を行うこと。

## 第 9 条 試運転及び引き渡し

- (1) 浄化槽設備士は、浄化槽設置工事が完了したときには、施工状況、配管、機器の設置状況及び部品の確認を行い、水の流れ、曝気の状態、消毒の状況及び機器類の可動状況を確認し、正常に運転できる状態とすること。
- (2) 浄化槽設備士は、試運転終了後、設置者又は管理者に必要な書類を提出し、使用方法及び注意事項等を説明すること。

## 第 10 条 その他

- (1) 配管の勾配は、地形上やむを得ない場合は 1 / 100 で設置すること。

- (2) 浄化槽の上部を車庫とする場合は、基礎及び上部スラブを鉄筋コンクリートとし、かつ鉄筋コンクリートの支柱を4本以上設置すること。

⑨ 平成10年6月30日 衛浄第15号（厚生省 浄化槽対策室長通知）

車両総重量2 t以下の車両（おおむね2000ccまでのガソリン乗用車）の荷重に耐える合併処理浄化槽が、財日本建築センターの評定を受け、メーカーも5年間の保障をすることになる。

#### 第11条 注意事項

- (1) 設置場所の地耐力は5 t / m<sup>2</sup>以上とする。
- (2) 大きな土圧を受ける山裾や崖下に設置する場合は、鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。
- (3) 浄化槽の設置場所は、建物の側面から浄化槽の高さと同程度の距離まで間隔を取る。

なお、建物の側面の間隔が取れない場合は、鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。